第三章に次の一節を加える。

第五節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

（特定建設工事業者の努力）

第二十八条の二　特定建設工事業者（自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その新たに建設する当該規格に基づく住宅（以下「請負型規格住宅」という。）の戸数が政令で定める住宅の区分（第二十八条の四第一項において「住宅区分」という。）ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）は、その新たに建設する請負型規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

（請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準）

第二十八条の三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2　前項に規定する基準は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型規格住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（特定建設工事業者に対する勧告及び命令等）

第二十八条の四　国土交通大臣は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅（その戸数が第二十八条の二の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。）につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2　国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定建設工事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定建設工事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定建設工事業者が行うべきその新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定建設工事業者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十九条第一項中「、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修」を「若しくは修繕等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　他の建築物の位置

二　他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

三　その他国土交通省令で定める事項

4　建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。

一　当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。

二　当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）。

第三十条第一項第一号中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を「申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（」に改め、「定める基準」の下に「をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

第三十条第二項中「係る建築物エネルギー消費性能向上計画」の下に「（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十二条中「次条及び第三十五条において」を「以下」に改める。

第三十五条中「第三十条第一項第一号に掲げる基準」を「建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、同条に次の一項を加える。

2　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第六十九条中「又は第二十八条第三項」を「、第二十八条第三項又は第二十八条の四第三項」に改める。

第七十条第一号中「若しくは第三十八条第一項の規定による報告」を「、第二十八条の四第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告」に、「又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項」を「又はこれら」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」の下に「（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

附則第三条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「第二項」の下に「（第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　建築主は、第二項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第二条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二―第二十八条）」を「第四節　小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第二十七条）

第五節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十八条―第三十条）」に、「第五節」を「第六節」に、「第二十八条の二―第二十八条の四」を「第三十一条―第三十三条」に、「第二十九条―第三十五条」を「第三十四条―第四十条」に、「第三十八条」を「第四十一条―第四十三条」に、「第三十九条―第五十五条」を「第四十四条―第六十条」に、「第五十六条―第六十二条」を「第六十一条―第六十七条」に、「第六十三条―第六十六条」を「第六十八条―第七十一条」に、「第六十七条―第七十四条」を「第七十二条―第七十九条」に改める。